

組織

今年度もよろしくお願ひします  
平成30年度市役所の人事体制

問い合わせ 総務課 萩原 ☎(23) 0050

- ▶ 政策協働部 (政策理事) 坂本 勝 (建設理事) 神野祐一
- ▶ 総務部 (総務部長) 小栗弘行 (防災監) 近藤信史 (総務課長) 今村隆史 (管理情報課長) 松下和久 (防災課長) 桑田浩之
- ▶ 企画政策部 (政策監) 大石 隆 (企画政策部長) 辻村浩之 (秘書政策課長) 大石光良 (地域振興課長) 田形正典 (情報交流課長) 大石佳伸 (財政課長) 内山卓也
- ▶ 市民生活部 (市民生活部長) 桑田義明 (市民課長) 高塚明男 (相良窓口課長) 原口みよ子 (税務課長) 福代英正 (環境課長・環境監) 大石雅史
- ▶ 福祉こども部 (福祉こども部長) 大石弘子 (社会福祉課長) 櫻井康章 (高齢者福祉課長) 楠田伸也 (子ども子育て課長) 河原崎貞行 (こどもセンター長) 楠田春美 (社会福祉協議会派遣) 横山和久
- ▶ 健康推進部 (健康推進部長) 鈴木郁美 (地域医療室長) 高橋伸行 (健康推進課長) 水嶋美穂子 (スポーツ推進室長) 松坂正年
- ▶ 産業経済部 (産業経済部長) 辻 良典 (農林水産課長) 原口 亨 (お茶振興室長) 名波克仁
- ▶ 建設部 (建設部長) 飯塚一日 (建設管理課長) 石原直樹 (建設課長) 池田 武 (都市計画課長) 前田明人 (水道課長) 不知一敏 (新拠点整備室長) 吉添智宏 (I-C北側整備事務所長) 加茂川雅弘
- ▶ 教育文化部 (教育文化部長) 八木一人 (教育総務課長) 山本喜宣 (政策官) 杉村明彦 (学校教育課長) 大石友巳 (社会教育課長) 永野智芳
- ▶ 会計 (会計管理者) 神谷清乃 (会計課長) 松下保弘
- ▶ 議会事務局 (議会事務局次長) 楠田 勝 (議会事務局次長) 前田里芳
- ▶ 監査委員事務局 (監査委員事務局次長) 水野敬子
- ▶ 広域施設組合 (環境保全センター) 所長 水野浩充
- ▶ 榛原病院組合 (榛原病院組合事務局長) 楠松順弘
- ▶ 保育園・幼稚園・相良こども園関係 (保育園・幼稚園長) 松下志保子 (坂部保育園長) 大塚妙子 (菅山保育園長) 友田郁子 (萩間保育園長) 河原崎みち子 (地頭方保育園長) 名波令子 (牧之原保育園長) 榎本知枝子 (相良こども園長) 不知いづみ (地頭方幼稚園長) 小田知恵子

組織

平成30年度 市役所の体制が変わりました  
第2次総合計画や新たな事業などを、戦略をもって迅速かつ確実に執行するため体制を一部見直しました  
問い合わせ 総務課 萩原 ☎(23) 0050

主な変更点

- ▶ 政策協働部の名称を企画政策部に改め、秘書政策課と地域振興課、情報交流課を設置
- ▶ 子どもの切れ目ない支援や地域医療などに係る組織の充実を図るため、健康福祉部を福祉こども部と健康推進部に変更  
福祉こども部に社会福祉課と子ども子育て課、高齢者福祉課を設置  
健康推進部に健康推進課と地域医療室を設置
- ▶ 税務課と納税課を統合し税務課に
- ▶ 農政課とお茶特産課を統合し農林水産課に  
農林水産課内にお茶振興室を設け、引き続き茶業の振興に重点的に取り組む

旧組織	新組織	主な業務内容
政策協働部	企画政策部	秘書政策課 秘書渉外、広聴、総合計画、広域行政、統計 地域振興課 自治基本条例、コミュニティ、公共施設マネジメント、空港・公共交通 情報交流課 広報、シティプロモーション、移住・定住、都市間交流
市民生活部	市民生活部	税務課 市税の収納管理、軽自動車税、市民税、国民健康保険税、固定資産税
健康福祉部	福祉こども部	社会福祉課 地域福祉、障がい者など支援 子ども子育て課(こどもセンター) 子育て支援、保育園・幼稚園・認定こども園、家庭児童相談 高齢者福祉課 高齢者福祉、敬老事業、地域包括ケアシステムの推進、介護保険事業
健康福祉部	健康推進部	地域医療室 地域医療、榛原総合病院事業 健康推進課 母子・成人健康 スポーツ推進室 スポーツ交流、スポーツ振興事業、体育施設整備
産業経済部	産業経済部	農政課 農業委員会、農業施策、農地基盤、特産物振興、有害鳥獣対策 お茶特産課 お茶振興室 茶業振興 観光交流課 観光課 観光振興、観光施設整備
	建設部	新拠点整備室 輝く高台開発プロジェクトの推進事業

\*変更した部署のみ掲載しています。

自治

自治振興のリーダー  
平成30年度 地区長・区長・町内会長のお知らせ  
問い合わせ 地域振興課 瀧口 ☎(23) 0053

地区長 (敬称略)

相良地区	種茂和男	萩間地区	長谷川明広	川崎地区	神谷好一	勝間田地区	櫻井秀夫
片浜地区	大鐘俊英	地頭方地区	山下太市	細江地区	赤堀康彦	坂部地区	大石吉彦
菅山地区	森田 定	牧之原地区	大崎信博				

区長 (敬称略)

相良区	大石和美	菅山区	森田 定	牧之原区(相良)	永嶋眞志	静波区	森田俊廣
福岡区	増田知英	中里区	長谷川明広	地頭方区	山下太市	細江区	赤堀康彦
波津区	種茂和男	白井区	永田正之	落居区	曾根直美	川崎区	神谷好一
須々木区	鈴木義弘	神奇区	坂本昌広	豊岡区	海野 実	勝間田区	櫻井秀夫
大沢区	永谷栄作	西萩間区	齊藤義雄	新庄区	清水和孝	牧之原区(機原)	大崎信博
大江区	矢部定芳	東萩間区	小笠原 博	遠渡区	原口春夫	坂部区	大石吉彦
片浜区	大鐘俊英						

町内会長 (敬称略)

1丁目	牧田信彦	青池	相澤光男	新戸	永田静男	勝田下	向笠 一
2丁目	川嶋 泰	奇子	大井敏道	庄内	本杉博幸	三栗	加藤繁男
3丁目	井狩 明	西福田	中山國博	鹿島	久保田 豊	朝生	小林 学
4丁目	杉山 勉	東福田	川村武夫	日機装	幸田俊一	牧之原北	高橋 近
東5丁目	中西 功	根松	小林達明	仁田	戸塚道博	布引原	八木康夫
西5丁目	下村実津雄	堀の内	松下篤由	道場	川村正作	牧之原中央	青島康之
6丁目	竹村 斎	時ヶ谷	庄司 昭	追廻	中原俊郎	牧之原南	西井敏明
仲町	渡邊敏明	道上	藤田芳高	中	大井光男	坂部第1	福代 清
10丁目	西谷篤壽男	後原	増田信彦	勝間下	櫻井正義	坂部第2	池ヶ谷省三
11丁目	加藤芳朗	谷の口	鈴木俊彦	勝間上	山本辰夫	坂部第3	良知泰男
12丁目	笠原賢一	橋向	片瀬 徹	切山下	中西由春	坂部第4	大石 朗
東慶林	加藤貞佐志	藤沢	山田達男	切山中	田中克洋	坂部第5	村田秀喜
泉宮住宅	下條真奈美	橋柄	鈴木雅己	勝田上	羽柴千敏	坂部第6	桐田三千雄



**子育て**

地域で子育てを支える  
ファミリー・サポート・センター  
問い合わせ 子ども子育て課 森田 ☎(23) 0071

ファミリー・サポート・センター（通称ファミサポ）は、子育て中の家族が安心して働くことや、安心して育児することができるよう、あらかじめ登録した地域の会員同士が活動するネットワークです。



活動を希望する市民が、お願い会員（育児の援助を頼みたい人）、任せて会員（援助を行いたい人）、両方会員（お願い会員・任せて会員を兼ねる人）のいずれかに登録し、援助を必要とする人に、センターがコーディネートをして援助を行う人を紹介します。

▼お願い会員（援助を頼みたい）  
市内に住所がある人で、0歳（おむね生後4カ月）から小学校6年生までの子どもがいる人が

＜任せて会員研修（前期）日程表＞

- ① 6月8日(金)午後 子どもの栄養と食生活  
乳幼児の病気と事故予防
  - ② 6月29日(金)午前 心理士による講話
  - ③ 7月20日(金)午前 乳幼児のふれあい遊びと製作
  - ④ 7月27日(金)午前 発達障がい理解
  - ⑤ 8月上旬 普通救命講習3（予定）
  - ⑥ 8月30日(土)午前 託児経験者による講話
- 研修会場＝さざんか（⑤は吉田消防署を予定）  
\*講師の都合などにより内容が変更になる場合があります。研修時間などの詳細は、市ファミリー・サポート・センター ☎0077 まで問い合わせください。

利用できます。  
\*入会金や年会費、保険加入の負担金なし。利用料は600円から。また、児童扶養手当などを受給されている人には助成あり。

▼任せて会員（援助を行いたい）  
市内および近隣市町に住む20歳以上の人で、育児の援助活動をする会員です。地域や子育て支援に理解と熱意のある人であれば、資格や経験は問いません。会員登録後に「任せて会員研修」（10時間程度）を受講するため、安心して活動に参加できます。

▼両方会員  
お願い、任せて会員の両方に登録する会員です。

**定住**

子育て家族定住奨励金制度および新婚さん住む住む助成制度  
子育て家族や新婚さんへのサポート事業を行っています

子育て家族定住促進奨励金制度（現制度は平成31年3月31日をもって終了）

平成28年4月から、子育て家族の定住促進を目的として、子育て家族が土地および住宅を購入し定住する場合に奨励金を交付しています。まずは、情報交流課まで相談してください。

- 対象者 ともに満40歳未満の夫婦または中学生以下の子を持つ夫婦などで、市内に新たに土地を購入し、その土地へ住宅を新築した者または土地付き住宅（中古可）を購入した者
- 対象条件 ①住宅の引き渡し日から起算して2年前までに、土地の売買契約を締結したものであること、②住宅の引き渡し日が、平成29年2月以降であること、③取得した土地および住宅の取得価格の合計が500万円以上であること  
\*この他にも条件がありますので、詳しくは情報交流課まで問い合わせください。
- 申請期限 住宅の引き渡し日から起算して、2カ月を経過する日までに申請
- 交付金額 基本額50万円 ①中学生以下の子とも同居の場合、子ども1人につき10万円を加算、②自家用自動車（新車）を住宅と同時に購入した場合、30万円を加算（市内事業者からの購入に限る）  
\*結婚新生活支援助成金、空き家活用リフォーム等補助金および勤労者住宅資金利子補給金との併用は不可。

この制度は子育て家族が、より利用しやすい制度になるようリニューアルしていきます。利用を検討する皆様は随時、情報交流課まで問い合わせください。

新婚さん住む住む助成制度（拡充と継続）

結婚により牧之原市内のアパートなどに住む人の新生活を応援する「牧之原市新婚さん住む住む助成制度」が、平成30年4月から一部変更となりました。利用および申請にあたっては、事前に情報交流課に相談してください。

対象助成金	所得	年齢（婚姻日における）	家賃（月額）
結婚新生活支援助成金	所得340万円未満	夫婦ともに34歳以下	家賃要件なし
しあわせ新婚さん家賃助成金	所得要件なし	年齢要件なし	45,000円以上

結婚新生活支援助成金（拡充）

牧之原市内のアパートなどの住居へお住まいになる新婚のご夫婦に対して、住居の初期費用や家賃などの一部を助成します。

- 対象者 平成30年1月1日から平成31年3月31日までに、婚姻届を提出した夫婦
- 条件 ▶夫婦ともに婚姻日における年齢が34歳以下であること ▶夫婦の年間所得の合計が340万円未満であること（年収とは異なります。年収換算目安＝一方の収入の場合493万円、2人の場合1人当たり268万円） ▶対象となる住居が牧之原市内にあり、夫婦の双方または一方の住所が当該住居にあること ▶平成30年1月1日以降の結婚に伴い居住する住宅（アパートなど）の賃貸借または購入によるものであること ▶牧之原市の市税などに滞納がないこと ▶5年以上市内に定住する意思があること ▶しあわせ新婚さん家賃助成金、子育て家族定住奨励金などによる補助を受けていないこと ▶他の公的制度による家賃補助などを受けていないこと
- 助成金額 最大30万円（住居費と引越費用を合わせた額を対象）
- 申請方法 交付申請書に必要な書類を添付し、平成31年3月29日(金)までに情報交流課に提出

しあわせ新婚さん家賃助成金（継続）

牧之原市内のアパートなどの賃貸住宅へお住まいになる新婚のご夫婦に対して、家賃などの一部を24カ月間助成します。

- 対象者 平成29年4月1日から平成31年3月31日までに、婚姻届を提出した夫婦
- 条件 ▶対象となる住居が牧之原市内にあり、夫婦の双方または一方の住所が当該住居にあること ▶牧之原市の市税などに滞納がないこと ▶5年以上市内に定住する意思があること ▶結婚新生活支援助成金による助成を受けていないこと ▶他の公的制度による家賃補助などを受けていないこと
- 助成金額 最大24万円 \*家賃月額4万5千円以上の賃貸住宅に居住している場合、月額4万5千円を超えた部分について、1万円を上限として24カ月間助成
- 申請方法 交付申請書に必要な書類を添付し、婚姻届が受理された日と賃貸住宅への入居日のいずれか遅い日から2カ月以内に、情報交流課に提出

問い合わせ 情報交流課 河原 ☎(23) 0040

**福祉**

生活に不安をお持ちの人は相談してください  
生活困窮者自立支援制度を活用しましょう  
問い合わせ 社会福祉課 鈴木 ☎(23) 0078

市では生活にお困りの人の相談を広く受け付ける生活困窮者自立支援制度を実施しています。秘密は守りますので相談してください。

実施している事業の種類

自立相談支援事業 (市社会福祉協議会へ委託)	生活の困窮に関する一般的な相談を幅広く受け付け、支援策を検討し、ハローワークなど各種相談機関と必要に応じて連携しながら実施していきます。
住居確保給付金	失業などにより経済的に困窮し住居を失った、あるいは失う可能性のある人に対し、家賃相当額の「住居確保給付金」を支給します。一定の要件があります。
家計相談支援事業 (市社会福祉協議会へ委託)	「公共料金が払えない」、「収入があるのに生活がうまく回らない」、「借入が多い」など、家計のやりくりの問題があるケースへの支援を行います。
子どもの学習支援事業 (教育事業者へ委託)	生活困窮などの理由で、十分な学習の機会に恵まれないお子さんに学習の機会を提供します。(★：詳細は下記)
就労準備支援事業 (支援事業者へ委託)	「履歴書が書けない」、「面接にうまく答えられない」、「求職の申し込みの仕方が分からない」など、求職活動のノウハウを学ぶところから始め、早期の就労につなげる事業です。

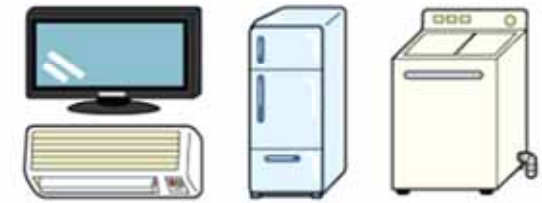
★：子どもの学習支援事業の概要

対象者	市内の中学生および18歳以下の中卒者（高校生除く）
収入要件	原則として世帯年収300万円以下
事業内容	・市内において週1回、2時間 補習を主な内容として、講師から指導を受ける（5教科） ・月1回、家庭訪問により進路指導や生活上の相談を受け付ける
費用	無料（必要な生徒には送迎あり）
申込方法	社会福祉課へ電話（追って保護者や生徒と面談の上、決定） 随時、申し込みを受け付け



環境

家電リサイクル法  
 使い終わった家電製品は適正にリサイクルしましょう



家電リサイクル法により、テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機の家電4品目は、リサイクルすることが義務付けられています。  
 使い終わった家電4品目を処分する場合は、下記の方法で適正にリサイクルしましょう。

家電販売店に引き取りを依頼する方法

- ① 買い替えによって処分する場合  
 買い替えをするお店に引き取りを依頼してください
- ② 処分だけの場合  
 処分する家電を購入したお店に引き取りを依頼してください
- ③ 上記の方法で処分できない場合  
 (購入したお店が不明、遠方にあるなど)  
 引き取り協力店\*(右表)に引き取りを依頼してください

引き取り協力店		
店名	住所	問い合わせ
マツヤデンキカワムラ相良店	波津37番地2	☎0029
(株)澤入電気	波津820番地	☎1202
榛南無線電器	大江47番地39	☎2393
キレートトミタ	菅ヶ谷2144番地	☎2074
でんきのタッチ地頭方店	新庄25番地8	☎0241
(有)小林電気	静波766番地1	☎0559
マツヤデンキカワムラ榛原店	細江2041番地5	☎5327
(株)ベイスシア電器榛原店	細江2071番地	☎1800
パレット飯塚	勝間432番地5	☎0118

引き取りを依頼する際に必要な料金(リサイクル料金、収集・運搬料金)については、引き取りを依頼するお店に直接確認

\*家電販売店に引き取り義務のない場合の家電も平成30年2月1日から、引き取り協力店で引き取りしていただけるようになりました。

自分で指定引き取り所に持ち込む方法

郵便局で家電リサイクル券を購入し、処分する家電と一緒に指定引き取り所に持ち込んでください。詳しくは、家電リサイクル券センターのホームページをご覧ください。

家電リサイクルセンターで検索  
 問い合わせ 家電リサイクルセンター ☎(0120)319640

なお、使い終わった家電を処分する際、「無許可」の回収業者は利用しないでください！  
 使い終わった家電などの廃棄物を回収するためには、市の許可が必要です。市の許可を得ずに回収する業者を利用すると、トラブルに巻き込まれる可能性があります。

(環境省ホームページより一部抜粋)

「無許可」の廃棄物回収業者には、以下のような例があります



① 廃棄物の処分に「無許可」の回収業者を利用しないでください！

不法投棄、不適正処理、不適正な管理による火災などの事例が報告されています



無許可の廃棄物回収業者によって回収された廃家電や粗大ごみが、不法投棄された事例が報告されています

環境対策を行わずに廃家電を破壊することで、フロンガスや鉛などの有毒物質が環境中に放出されます

廃家電は電池やプラスチックを含むため、発火・延焼の危険性があり不適正な管理による火災が発生しています

② 高額の処理料金を請求された事例もあります！

環境

特定外来種駆除へ協力を  
 オオキンケイギク  
 問い合わせ 環境課 絹村 ☎(53) 2609

特定外来種「オオキンケイギク」

5月から7月にかけて、主に道路のわきや空き地などに黄色い花を咲かせるのが、外来種であるオオキンケイギクです。

以前は、景観や緑化を目的に、道路の緑地帯などに植えられていたものの、繁殖力が強く、周りの在来種の生育場所を奪ってしまうため、平成18年2月1日に特定外来種に指定されました。  
 自宅などに生えているのを見つけたときは、次の方法により駆除するよう協力をお願いします。

駆除の方法

- ▼5月11花が開花しないとき  
 刈取りを行い、可燃物の指定袋に入れて、可燃物の収集日にごみ集積所に出す
- ▼6月7月11花が開花して種が飛ぶ前の時期  
 根から引き抜き、種が飛ぶのを防ぐため可燃物の指定袋に入れ入り口を縛り、枯死させてから可燃物の収集日にごみ集積所に出す

特定外来種に指定されているオオキンケイギク



▼8月以降11種が飛びやすく拡散する時期  
 8月以降は種が飛びやすい拡散しやすい時期となるため、前述の方法による駆除は行わない

相談

ひとりて悩まずにまず相談してください  
 若年層が陥りやすい消費者トラブルに注意  
 問い合わせ 市民相談センター 岡村 ☎(23) 0088

高校を卒業し大学に進学する、学生から社会人になるなど、新生活が始まる若者は、今までの生活では無かった消費生活上での契約などについての判断が求められる、トラブルに発展するケースがみられます。

事例① 「アポイントメントセールス、キャッチセールス」

街で「美容に関する調査をしています。協力してくれたら、化粧品のサンプルを差し上げます」と声をかけられました。  
 営業所についていきアンケートに答えたが、その後、高額なエステの契約を勧められました。閉め切った部屋の中で勧誘され、契約しないと帰れない雰囲気でした。

「アドバイス」

8日以内ならクーリング・オフが可能です。  
 どちらの商法も事業者の営業所などに連れて行かれ、長時間にわたり勧誘し契約を迫ってきます。「タダ」に釣られて、簡単に行かれないことが肝心です。殺

然と断りましょう。

事例② 「マルチ商法」

久しぶりに学生時代の友人から連絡があり、割のいいバイトがあると誘われセミナー会場に行きました。  
 会場では「健康食品を購入し、友達に売ればマジックが入る。勝ち組になれる」と誘われました。

「アドバイス」

20日以内ならクーリング・オフが可能です。  
 悪質なマルチ商法には、一部の成功例を強調し、あたかも全員が成功したかのように勧誘してくることあります。「必ずもうかる」などのうまい話はありません。  
 多量の商品を購入しても思ったように売れず、売れ残りの商品や借金を抱えてしまうリスクもあります。職場の同僚や友人を勧誘することが多いため、職場での信頼や友人関係を壊すことになりかねません。  
 \*商品が介在しない「ねずみ講」は、無限連鎖講の防止に関する法律で禁止されています。

問い合わせ 環境課 絹村 ☎(53) 2609



**商工**

スタート・ワーキング・カフェ  
 親と若者のための就労支援活動を行います

問い合わせ 商工企業課 増井 ☎(53) 2647

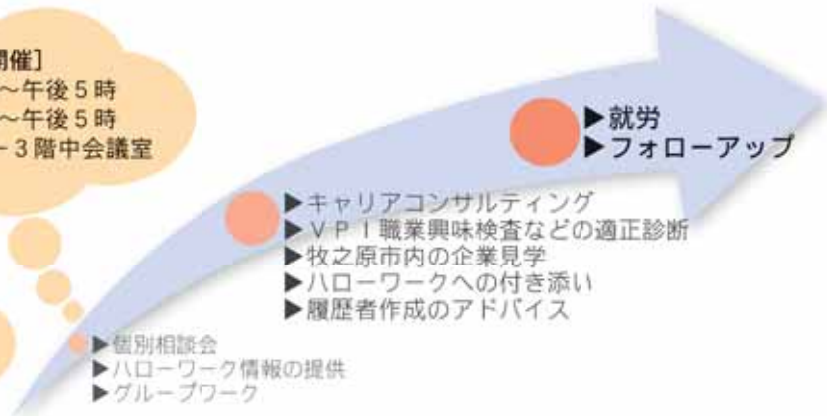


「スタート・ワーキング・カフェ」では、働きたいけど働く一歩を踏み出せない若者を対象に、就労支援活動を行ってきました。

今年度もボランティア・スタッフによるキャリア相談や働く力を引き出すセミナーや個別相談会を開催し、就労活動をサポートしていきます。まずは第一歩！ひとりで悩まずに、気軽に相談してください。

【例えば】  
 ▼ハローワークに一人で行けない  
 ▼他人と会話するのが苦手  
 ▼プランクがある  
 ▼履歴書の書き方を教えてほしい  
 ▼子どもが働かないで家にいる  
 ▼仕事が続かない

【個別相談会の開催】  
 4月21日(土) 午後1時～午後5時  
 5月19日(土) 午後1時～午後5時  
 牧之原市榛原文化センター3階中会議室



就労支援活動に興味のある人もお待ちしております

参加希望者は問い合わせください

- ▶ 対象 就労に悩んでいる若者および家族
- ▶ 日時 毎月第3土曜日(希望に応じ変更可能)
- ▶ 参加料 無料
- ▶ 問い合わせ 商工企業課 増井 ☎2647 ☎3772 [kigyoc@city.makinohara.shizuoka.jp](mailto:kigyoc@city.makinohara.shizuoka.jp)



**窓口**

平成30年度後半を予定  
 住民票などのコンビニ交付実施に向け  
 問い合わせ 市民課 長尾 ☎(23) 0021

市の「住民票の写しや印鑑登録証明書」をコンビニエンスストアの端末から発行できるよう取り組んでいます。(コンビニ交付には「マイナンバーカード」が必要となります)

平成30年度  
 後半を予定

市役所の榛原庁舎と相良庁舎に設置している、住民票の写しと印鑑登録証明書を発行できる自動交付機は、耐用年数を超えています。その対応として、皆さんが近くで住民票の写しや印鑑登録証明書を取得できるよう、マイナンバーカードを利用したコンビニ交付の導入を、平成30年度の後半に予定しています。

これにより、キオスク端末(マルチコピー機)のある全国のコンビニエンスストアなどで、証明書が取得できます。また、万が一の災害時にも庁舎の状態に影響なく発行業務が続けられます。

開始の時期が決定次第、お知らせします。

\*現在、両庁舎で設置されている自動交付機は耐用年数を超えています。



**施設**

平成30年度から実施  
 牧之原市総合健康福祉センターの改修工事について  
 問い合わせ 子ども子育て課 中嶋 ☎(23) 0071

平成30年度に牧之原市総合健康福祉センター「さざんか」の大規模改修工事を実施します。工事に伴い、平成30年10月からの施設利用に影響が出る可能性があります。



また、同時に施設の老朽化対策も実施します。

**工事内容**

- ▼ 建築工事(内装改修)
- ▼ 設備工事(空調更新、全館LED化)
- ▼ 外構工事(駐車場区画整理)

**工事期間**

平成30年7月中旬から平成31年3月末まで(予定)

**注意事項など**

さざんかの貸館予約は、10月の場合、平成30年4月から予約できますが、工事の進捗状況により使用の中止をお願いする場合があります。また、平成31年1月から3月までは使用を中止します。ご不便をおかけしますが、ご理解ご協力をお願いします。

**交通**

バスロケーションシステムの導入と経路・時刻検索サイトのリニューアル  
 バスを利用する際にお使いください  
 問い合わせ 地域振興課 増田 ☎(23) 0041

しずてつジャストライン株式会社が、市内の主要バス停でのバスロケーションシステムの導入と経路・時刻検索サイトのリニューアルを実施しました。

**バスロケーションシステムの導入**

バスロケーションシステムは、自主運行バスを含めた路線バスの出発状況や遅延状況を表示するもので、「相良営業所」と「静波海岸入口」、「富士山静岡空港」の3カ所に設置されました。

**経路・時刻検索サイト**

経路・時刻検索サイトは、日本最大級のナビゲーションサービス「NAVITIME」との連携により、自主運行バスを含めた路線バスの移動だけでなく、徒歩や鉄道情報も同時に表示されます。バス停名がわからなくても、地名や施設名称からの検索も可能です。次のQRコードの読み取りまたは、しずてつジャストラインのホームページから検索できますので、バスを利用する際に利用してください。



バスロケーションサービス開始

経路・時刻検索  
 サイト  
 (QRコード)

